

今後の臓器移植医療のあり方について

第75回 厚生科学審議会 疾病対策部会 臓器移植委員会

厚生労働省 健康・生活衛生局

難病対策課 移植医療対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

脳死下の臓器摘出にいたるプロセスと課題

臓器提供施設

あつせん機関

移植実施施設

脳死下の臓器摘出にいたるプロセス

急性期重症患者の受け入れ

「脳死とされうる状態」に該当する者
4412名(推計値)

- 「法的に判定したら脳死とされうる状態」の判断
- 家族に「脳死とされうる状態」であると説明

- 家族に「臓器提供に関する説明の希望の有無」を確認

- JOTコーディネーターに家族への説明を依頼

- JOTコーディネーターが臓器提供適応を評価(法令、ガイドラインに記載されている禁忌事項の確認)

「脳死とされうる状態」と診断された者
1363名(推計値)

JOT等コーディネーターから臓器提供の説明を聞く希望を確認された者
1113名(推計値)

JOTに連絡された者
316名(参考)(令和4年)

JOTが適応ありと判断した者
227名(参考)(令和4年)

JOTから家族説明をした者
132名(参考)(令和4年)

58%減

- JOT/都道府県臓器移植コーディネーターが臓器提供施設を訪問し、家族に法的脳死判定や臓器提供の説明。希望者には法的脳死判定と臓器摘出の承諾書を作成

- 法的脳死判定の実施
(成人は6時間、小児は24時間空けて2回実施)

- レシピエント候補者の選定と移植の希望の有無を移植実施施設を介して確認

- 移植臓器の適応の評価(移植臓器の評価)
- レシピエント候補者の移植の希望の有無を確認

臓器摘出

脳死下臓器提供が
実施された者
105名

91%減

想定される課題と対応策

- 終末期対応や臓器提供に対する医療機関の経済的負担から臓器提供を医療機関が断念
- 臓器提供施設が脳死判定や終末期対応不慣れ
- 臓器提供施設が臓器提供に適応しないと判断
- 家族がJOT等からの説明を希望せず

- ① 脳器提供施設連携体制構築事業の拠点施設が無い地域に拠点施設を設置し支援

- 複数事例対応のため、JOT等コーディネーターが家族の意向やポテンシャルドナーの急変に対応できず、あっせんに至らなかつた
- JOT等コーディネータが医学的観点、法令・ガイドラインの観点から、臓器提供の適応なしと判断
- 家族が臓器提供を希望せず

- ② 臓器あつせん機関を機能で分割し、その上で地域ごとに複数のドナー関連業務実施法人を設置

- ③ 家族に説明する業務を認定ドナーコーディネーターが行うこと可能とする。

- ドナー適応は確認したものの、レシピエントの理由、移植実施施設の体制により、成立せず中止

- ④ レシピエント選択基準等の精緻化
⑤ レシピエントの登録移植施設の複数化
⑥ 移植実施施設ごとの臓器移植の実施件数や待機者数等の見える化

進捗(令和7年12月24日時点)

- ① 令和7年度に25→31施設に拡充

- ② ドナー関連業務実施法人について通知を発出し、公募を開始した。

- ③ 認定ドナーコーディネーターの法的整理を行った。

- ④ 令和7年度中の開始に向け準備中

- ⑤ 令和7年3月より開始

- ⑥ 令和7年10月に公開した。

(※)令和5年度厚生労働科学研究費補助金事業「終末期医療から脳死下・心停止後臓器提供に関する医療の評価に関する研究:横堀将司(日本医科大学)」の結果を用い、5類型施設895施設のうち、回答のあった612施設において、3,017名が「脳死とされうる状態」を経て死亡し、うち「脳死とされうる状態」の診断が実施された患者数は932名、うち、家族に臓器提供に関する情報が提供された患者数は761例であったことから、有効回答率を踏まえ、895施設/(647施設-35施設)を乗じた値を用いた。脳死下臓器提供が実施された者は令和4年度の実績を105名を用いた。

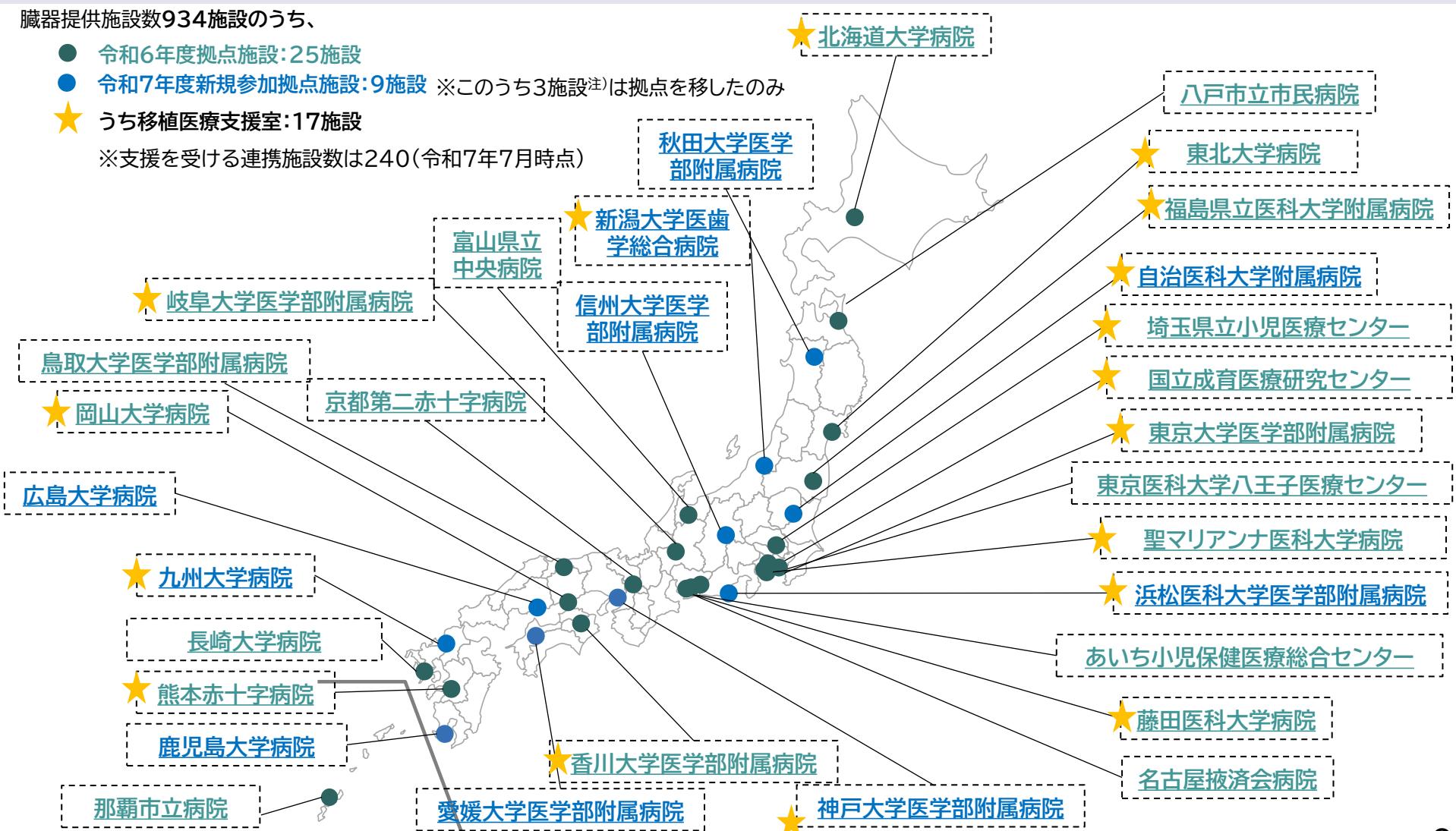
①臓器提供施設連携体制構築事業について

- 臓器提供の経験豊富な拠点施設が連携施設に対して臓器提供に関する教育や事例発生時の人材派遣等を支援。
- 令和7年度は、臓器提供施設連携体制構築事業の拠点施設を空白地域になっていた北関東、甲信越・日本海側も含め31施設（R6年度は25施設）に拡充した。また、令和6年度補正予算により、脳波測定器等設備の整わない施設に対する補助も実施。
- さらに、本事業に参加を希望している5類型施設に対して拠点施設の連絡先を共有することにより、支援を受ける連携施設の更なる拡充を図っている。

臓器提供施設数934施設のうち、

- 令和6年度拠点施設:25施設
- 令和7年度新規参加拠点施設:9施設 ※このうち3施設^{注)}は拠点を移したのみ
- ★ うち移植医療支援室:17施設

※支援を受ける連携施設数は240(令和7年7月時点)



注)聖隸浜松病院、神戸市立医疗センター中央市民病院、飯塚病院。代わりに、近傍地域の浜松医科大学医学部附属病院、神戸大学医学部附属病院、九州大学病院が新規応募。

①臓器提供施設連携体制構築事業について（参考）

- 各拠点施設に対する連携施設数は以下のとおり。

| ブロック | 拠点施設名 | 連携施設数 |
|---------------------------|------------------------------|-------|
| 北海道 | 国立大学法人北海道大学 北海道大学病院 | 8 |
| 東北 | 八戸市立市民病院 | 4 |
| | 秋田大学医学部附属病院 | 6 |
| | 東北大学病院 | 9 |
| | 福島県立医科大学附属病院 | 10 |
| 関東甲信越 | 東京大学医学部附属病院 | 3 |
| | 東京医科大学八王子医療センター | 4 |
| | 自治医科大学附属病院 | 3 |
| | 聖マリアンナ医科大学病院 | 14 |
| | 地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立小児医療センター | 19 |
| 東海北陸 | 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター | 10 |
| | 新潟大学医歯学総合病院 | 8 |
| | 信州大学医学部附属病院 | 3 |
| | 岐阜大学医学部附属病院 | 6 |
| 公益社団法人日本海員掖済会 名古屋掖済会病院 | あいち小児保健医療総合センター | 5 |
| | 岐阜大学医学部附属病院 | 8 |
| | 長崎大学病院 | 5 |

| ブロック | 拠点施設名 | 連携施設数 |
|------|---------------------|-------|
| 東海北陸 | 藤田医科大学病院 | 10 |
| | 浜松医科大学医学部附属病院 | 14 |
| | 富山県立中央病院 | 8 |
| 近畿 | 神戸大学医学部附属病院 | 13 |
| | 京都第二赤十字病院 | 18 |
| | 国立大学法人岡山大学 岡山大学病院 | 9 |
| | 広島大学病院病院 | 5 |
| 中国四国 | 愛媛大学医学部附属病院 | 2 |
| | 香川大学医学部附属病院 | 5 |
| | 鳥取大学医学部附属病院 | 2 |
| | 熊本赤十字病院 | 6 |
| 九州沖縄 | 九州大学病院 | 10 |
| | 国立大学法人鹿児島大学 鹿児島大学病院 | 5 |
| | 地方独立行政法人那霸市立病院 | 8 |
| | 長崎大学病院 | 5 |

国庫補助の交付申請書を基に移植医療対策推進室にて作成(令和7年7月時点)

② ドナー関連業務実施法人について

- ドナー関連業務実施法人に関する法的な考え方を整理し、当該法人の業務内容や許可基準等に関する事項等を定める通知（令和7年9月25日付け健生発0925第3号「臓器のあっせん業の許可等について」）を発出。
- 本年9月30日に各都道府県や関係学会等に対して全体説明会を実施し、更に病院団体や学会等に対する個別の周知を実施。

<臓器のあっせん業の許可等について 通知抜粋>

業務の範囲

※ 赤枠はドナー関連業務実施法人が行う業務。

以下の業務の全部又は一部を行うものとする。

(初めて許可申請を行う場合は、下線部の業務を行うのみでも許可申請は可能とするが、可及的速やかに全ての業務を実施可能な体制を整備すること。)

(1) 臓器のあっせんのうち、臓器の提供者(以下「ドナー」という。)に関する業務

- ア ドナーとなり得る者(以下「ドナー候補者」という。)の情報の取得
- イ ドナー候補者の家族への臓器の提供に係る説明及び同意の取得
- ウ 臓器提供に関わる他機関のコーディネーター(臓器のあっせんに係る連絡調整を行う者をいう。)への支援・連携
- エ ドナー候補者の感染症検査・HLA(ヒト白血球抗原)タイピングの実施(検査センターへの委託を含む。)
- オ 臓器摘出術の管理(臓器摘出術の記録を含む。)
- カ 臓器摘出チームの受入調整及び連絡調整
- キ 地域の臓器搬送経路の策定
- ク 臓器提供者の家族及び遺族の心理的ケアの実施
- ケ その他臓器のあっせんのうち、ドナーに関する業務

(2) 臓器のあっせんのうち、移植を希望する者(以下「レシピエント」という。)に関する業務

- ア レシピエントの募集及び登録・医療情報の管理
- イ ドナー発生時の移植候補者の選定及び優先順位の策定
- ウ リンパ球交叉試験を含む移植実施に必要な組織適合性検査の実施(検査センターへの委託を含む。)
- エ 移植実施施設への移植実施の有無の打診
- オ その他臓器のあっせんのうち、レシピエントに関する業務

(3) ドナー、臓器提供施設、移植実施施設等との間の連絡調整活動

- ア 臓器摘出チームの派遣調整及び連絡調整
- イ 広域的な臓器搬送経路の策定
- ウ その他あっせんに係る連絡調整活動に関する業務

臓器のあっせん業に係る許可について

- 臓器のあっせん業に係る法第12条の許可は、臓器の別ごとに行う。
- 臓器のあっせん業の許可申請は、許可申請書及び必要書類を厚生労働大臣に提出する方法により行う。
- 許可申請の審査に当たり、厚生労働大臣は必要に応じて臓器移植に関する有識者等から意見を得ること。
- 臓器のあっせん手数料等の負担を移植実施施設又は登録患者に求めることができ、臓器のあっせん手数料等の額を定めたときは、厚生労働大臣に届け出ること。
- 臓器のあっせんを行う事務所の所在地等を変更したときは速やかに厚生労働大臣に届け出ること。

厚生労働大臣の報告徴収等

- 厚生労働大臣は、臓器あっせん機関に対し、1年に一度及び厚生労働大臣が必要と認めるときは、業務実施状況の報告を求める。
- 厚生労働大臣は、臓器あっせん機関に対し、定期的及び厚生労働大臣が必要と認めるときは、臓器あっせん機関の事務所への立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査、関係者への質問を行うこと。
- 厚生労働大臣は、報告徴収等の結果を踏まえ、必要に応じて臓器移植に関する有識者等から意見を得た上で、法第16条の規定に基づき、臓器あっせん機関の業務に関し必要な指示を行うことができる。
- 厚生労働大臣は、臓器あっせん機関が業務に関する指示に従わないときは、臓器あっせん業の許可を取り消すことができる。

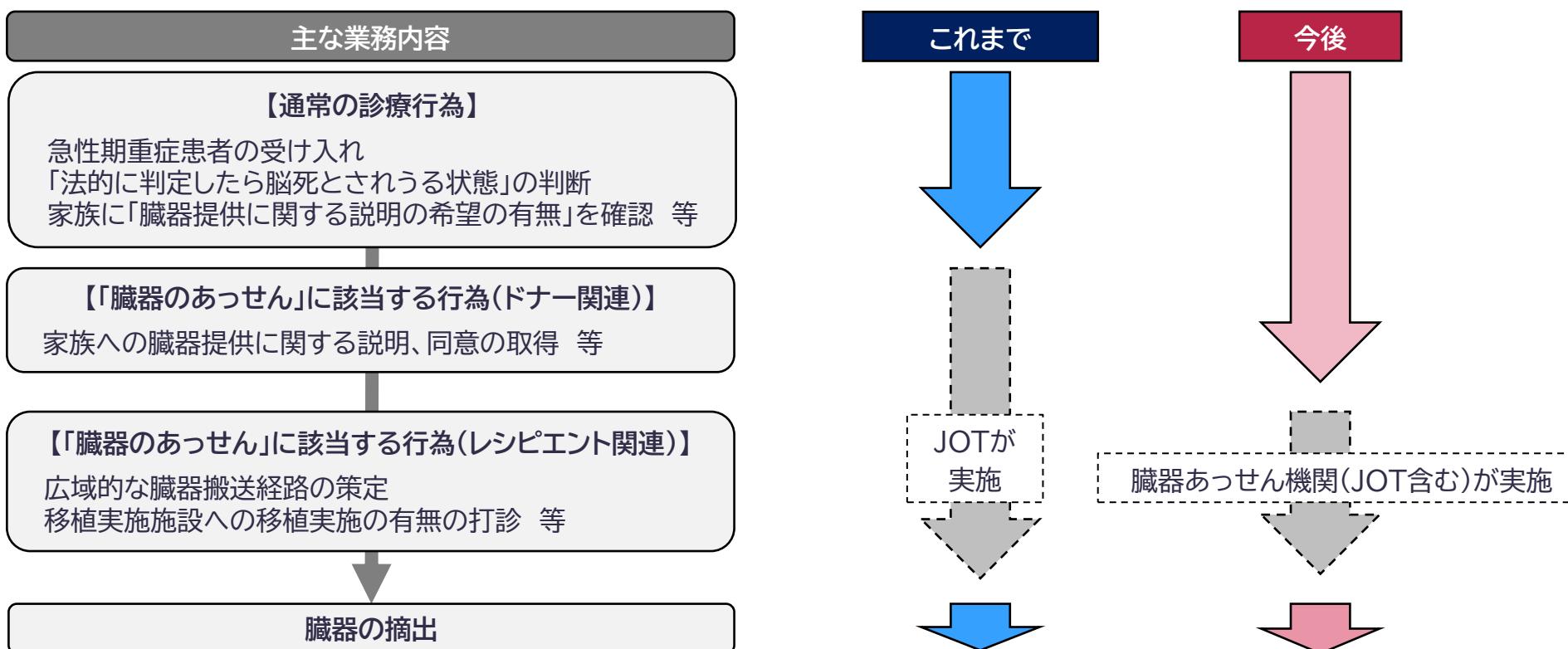
③認定ドナーコーディネーターについて

- 臨器摘出に係る同意取得等行為については、医療機関において以下の要件を満たした上で、主治医の通常の診療行為と一連のものとして実施する場合には、当該医療機関が反復継続して実施しても臓器のあっせん業に該当しないものとし、希望する医療機関において、同意取得等行為を実施可能とする法的整理を行い、通知（令和7年9月25日付け健生発0925第3号「臓器のあっせん業の許可等について」）を発出した。

①専門性を担保するため、**認定ドナーコーディネーターが同意取得等行為を行うこと**

②業務の中立性に配慮するため、**説明等の場面にあっせん法人コーディネーター等が立ち会うこと**

（注）医療機関は、臓器あっせん機関（臓器あっせん業の許可を受けた者）に該当しないため、法に基づく厚生労働大臣による報告徴収等の規定は適用されない。ただし、①及び②の要件を満たさずに同意取得等行為を行った場合、無許可で行う臓器あっせん業に該当する可能性がある。

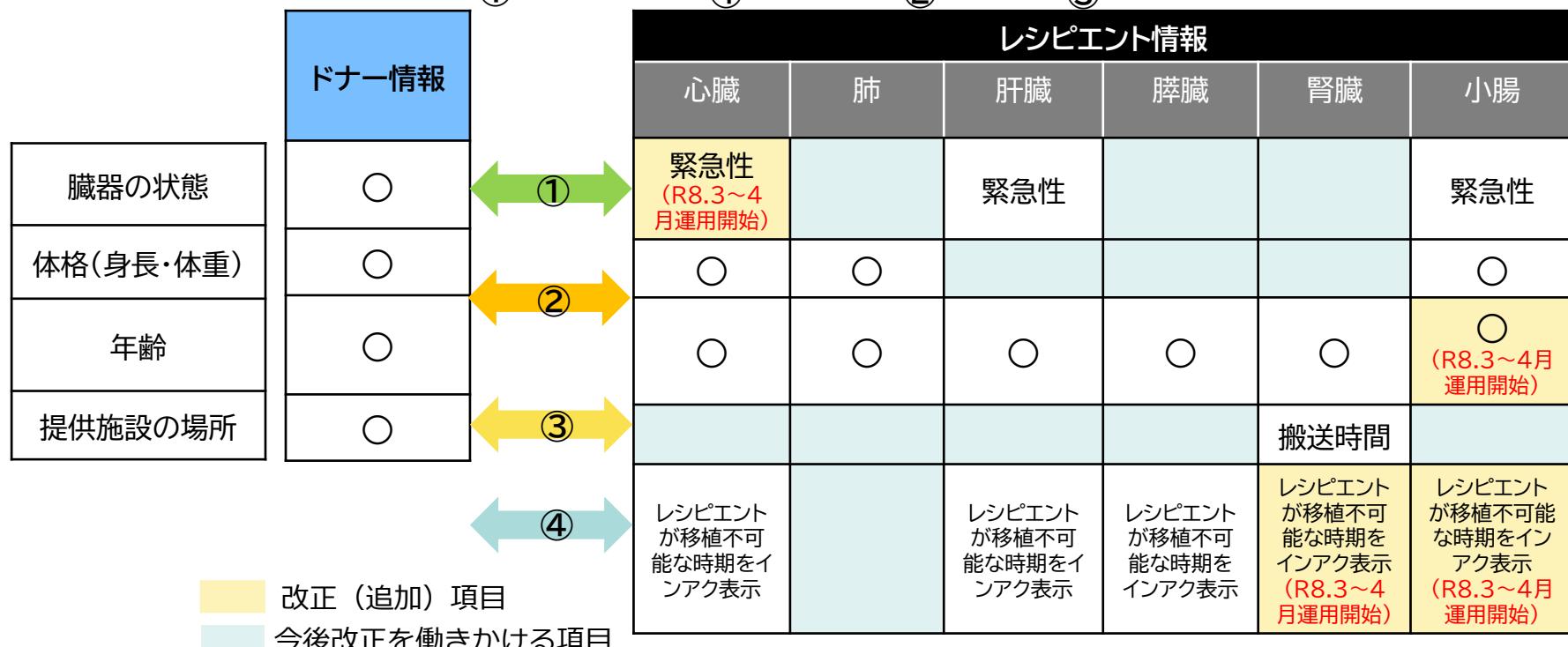


④レシピエント選択基準等の精緻化について (医学的理由等による移植不成立への対策)

令和6(2024)年12月5日

- 学会・研究会の要望をうけ、臓器ごとに個別のレシピエント選択基準を置いている。
- あせんの段階でレシピエントとの成立確率が高まるよう、国から学会等にレシピエント選択基準の見直しを働きかけている。
- 心臓のレシピエント選択基準に医学的緊急性(Status1A)を設けること並びに腎臓及び小腸にレシピエントが移植不可能な時期は表示させないこと(inactive)等に関して、令和7年度内にJOTのシステム改修が完了する見込み。運用開始は周知期間を設け、令和8年3～4月を予定。

あせんが中止された件について、移植実施施設へ打診し辞退された患者(レシピエント)の理由(1人の患者(レシピエント)につき1つの理由を集計)(令和6年集計)

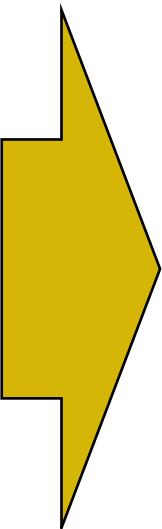


⑤レシピエントの登録移植施設の複数化について

- 死体からの臓器の移植を希望する場合、「移植希望者登録用紙」に「移植希望病院」を記載しJOTに登録する。
- 「レシピエントによる移植実施施設の登録複数化」は、腎臓移植において既に実施されていたが、令和7年3月より、全臓器の移植において、移植希望施設を複数登録できる運用を開始した。
- なお、JOTのレシピエント検索システム（E-VAS）改修準備中。

腎臓移植

| NW | 用紙登録日(※1) | ID番号(※1) | |
|--|--|--------------------------|--|
| 登録申込日 | 年 月 日 | <input type="checkbox"/> | 私は、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク 『臓器移植をお考えの方へ』の内容を理解し、 同意の上、移植希望登録の申し込みを行います。 |
| フリガナ | | 性別 | 生年 月 日 () |
| 漢字氏名(自署) | | 男・女 | 年 月 日 () (西暦でご記入ください) |
| 電話番号1 | | 電話番号2 | |
| 郵便番号 | 〒 | | |
| 住所 | 都道府県 | 市区 | |
| 連絡可能な勤務先 | | | |
| 本人記入欄 | 移植希望病院を2施設記入 | | |
| 緊急連絡先 | 姓 | 名 | 性別 |
| 移植希望病院 | 第一希望 | 第二希望 | その他親戚 |
| 現在、もしくは過去の移植希望登録 | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 登録している(た)臓器(心臓 ・ 肺 ・ 肝臓 ・ 腎臓 ・ 脾臓 ・ 小腸) 移植施設は今回の登録施設と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 他施設(他施設に登録済みの個人情報等の利用に同意します) 他施設名() 登録者ID() ※不明時空欄可 ※有に該当する場合前回と同じIDで登録を行ってください。 | | |
| 免除申請予定 | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(住民税の非課税世帯のため) | | |
| 医師記入欄 | 血液型 A · B · O · AB Rh + · - | | |
| コメント | | | |
| 登録年月日 | 年 月 日 | 登録担当者署名 | |
| 払込有効期限 | 2024年11月30日 | | |
| ■■■■■ の枠は必ず記入してください。記入の際は、楷書にてご記入ください。 ※1はネットワーク記載欄ですので、ご記入は不要です。 | | | |



令和7年3月から、全臓器の移植において、移植希望病院を複数登録できる運用を開始した。

⑥臓器移植の実施件数や待機者数等の見える化について

- 移植実施施設を患者が選択する考慮要素として、各移植実施施設の移植待機患者数、移植実施数等を臓器あっせん機関（JOT）が公開することを要請し、令和7年10月より公開。
- 令和7年11月時点で、心臓及び肺で100%、肝臓で約87%、脾臓で約79%、腎臓で約51%の移植実施施設において公表済み。

【公表情報イメージ図】(心臓移植に関するJOTのHP掲載情報を元に移植医療対策推進室にて作成)

| 心臓移植 | 作成 2025年10月1日 | |
|--------------------------------|---|--------------------------------------|
| ○○病院 | 心臓 肺 肝臓 脾臓 腎臓 小腸 | |
| 病院の特徴 | | |
| ● 移植担当医師 ○名 (成人) ○名 (小児) | | |
| ● 移植認定医数 ○名 | | |
| ● 認定レシピエント移植コーディネーター ○名 | | |
| ● 移植実施施設と施設認定 (実施施設の内訳等を記載) | | |
| 待機患者数 (○年○月○日現在) | 死体移植実施数 (過去3年間) (2022年1月1日～2024年12月31日) | お問い合わせ先 |
| ○人 (成人○人、小児○人) | ○人 ○件、うち心肺同時移植○件 (2022年) ○件、うち心肺同時移植○件 (2023年) ○件、うち心肺同時移植○件 (2024年) | ○○病院 電話番号 (代表) : 診療科HP : (URL) |

今後の議論の進め方について

- 昨年12月に臓器移植委員会にて取りまとめられた改革案の取組状況は以下のとおり。
- 今後は臓器提供施設及び移植実施施設への実態調査を行い、調査結果を踏まえて更なる課題を把握し、対応案の検討を行う。

取組状況

【臓器提供施設関係】

- ・臓器提供施設連携体制構築事業について、拠点施設を空白地域となっていた地域にも拡充。

【あっせん機関関係】

- ・ドナー関連業務実施法人及び認定ドナーコーディネーターについて法的整理を行い、通知を発出。
- ・ドナー関連業務実施法人については、各都道府県や関係学会等に対して全体説明会を実施し、更に病院団体や学会等に対する個別の周知を実施。

【移植実施施設関係】

- ・レシピエント選択基準改正について、令和7年度内にJOTのシステム改修が完了し、周知期間を設け、運用開始は令和8年3～4月を予定。
- ・令和7年3月より、全臓器の移植において、移植希望施設を複数登録できる運用を開始。
- ・各移植実施施設の移植待機患者数、移植実施数等をJOTが公開することを要請し、令和7年10月より公開。



今後の進め方

【臓器提供施設関係】

- ・臓器提供施設における体制整備状況を把握するため、各臓器提供施設に対して実態調査を進める。

【あっせん機関関係】

- ・引き続き、ドナー関連業務実施法人について周知等を進める。
- ・引き続き、認定ドナーコーディネーターについて、研修の在り方等について学会等と議論を進める。

【移植実施施設関係】

- ・各移植実施施設における移植実施件数や体制等を把握するために、各移植実施施設に対して実態調査を実施。

今後の議論の進め方について（スケジュール案）

- 今後の臓器移植医療のあり方の議論については、臓器提供施設及び移植実施施設への調査スケジュールを踏まえ、以下のとおり実施する予定。

| | 臓器移植委員会における議論 | 調査事項 (移植実施施設、臓器提供施設) |
|-----|---------------|-------------------------|
| 12月 | 現状について確認 | 調査開始 |
| 1月 | | |
| 2月 | 関係団体からのヒアリング等 | 結果回収 |
| 3月 | 調査結果を踏まえた議論① | 結果公表 |
| 4月 | 調査結果を踏まえた議論② | |
| 5月 | 議論を踏まえた取りまとめ | |